

令和5年度 第1回福岡市地域包括ケアシステム推進会議

日時：令和6年1月11日（木）15:00～16:30

オンライン・会場（TKPエルガーラホール 中ホール）

会議次第

1. 開会

2. 委員紹介

…会議設置要綱、委員名簿

3. 議題

(1) 地域課題の検討について

…資料1、参考資料1、2、3

(2) 重点テーマと新たな分野横断的取組みについて

…資料2、参考資料4-1、4-2

4. 報告

(1) 福岡市地域包括ケアシステム推進会議への権利擁護部会の設置について

(2) 2025年に向けた地域包括ケアアクションプランの振り返りについて

…資料3

5. 閉会

会議資料

- ◇ 福岡市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱
- ◇ 委員名簿
- ◇ 出席者名簿
- ◇ 資料1：〈議題（1）〉地域課題の検討について
- ◇ 資料2：〈議題（2）〉重点テーマと新たな分野横断的取組みについて
- ◇ 資料3：〈報告〉(1)福岡市地域包括ケアシステム推進会議への権利擁護部会の設置について
(2)2025年に向けた地域包括ケアアクションプランの振り返りについて
- ◇ 参考資料1：地域包括ケアアクションプランに基づく取組み状況
- ◇ 参考資料2：令和4年度ふくおか元気向上チャレンジ事例集
- ◇ 参考資料3：認知症にやさしいまちづくりに関する事例スライド
- ◇ 参考資料4-1：パンフレット「自分で決める人生ガイド」
- ◇ 参考資料4-2：「自分で決める人生ガイド」専門職向け啓発媒体
- ◇ 参考資料5：令和5年度マイエンディングノート

福岡市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、福岡市におけるネットワーク構築や市レベルの課題解決等を図るとともに、関係団体等と行政による一体的な取組を推進するため、介護保険法第115条の48の規定に基づく福岡市における最上位の「地域ケア会議」として、関係団体等と行政の代表者からなる福岡市地域包括ケアシステム推進会議（以下「市推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全市レベルの関係団体等とのネットワークの構築に関すること。
- (2) 全市レベルの課題の集約・整理に関すること。
- (3) 全市レベルの課題解決に向けた政策形成に関すること。
- (4) 福岡市における地域包括ケアシステムの目指す姿やその実現に向けた取組の方向性に関すること。
- (5) 保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいのサービスに係る関係団体等の取組の推進に関すること。
- (6) その他、地域包括ケアの推進に関すること。

(組織)

第3条 市推進会議は、次に掲げる関係団体等から選出された委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
 - (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
 - (3) 介護保険以外の地域資源を担う関係団体等
 - (4) 地域における権利擁護等、相談業務を担う関係団体等
 - (5) 賃貸住宅事業者
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 福岡市
- 2 特別の事項を検討・協議するため必要があるときは、市推進会議に臨時委員を選任することができる。
- 3 市推進会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(任期)

第4条 市推進会議の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 市推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、市推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市推進会議は、会長が招集する。

(専門部会)

第7条 市推進会議は、次の各号に掲げる専門部会を置き、各事項を検討するものとする。

- (1)保健(予防)部会 [自立支援型介護の推進と介護予防に関する事項]
- (2)医療部会 [在宅医療の推進及び介護との連携に関する事項]
- (3)介護部会 [介護サービスの質の向上(介護サービス従事者の研修の充実、事業者や関係機関との有機的連携など)に関する事項]
- (4)生活支援部会 [生活支援サービスに関する事項]
- (5)住まい部会 [高齢者等への居住支援に関する事項]
ただし、住まい部会は、「福岡市居住支援協議会専門部会」をもってこれにあてる。
- (6)認知症支援部会[認知症の人とその家族への総合的かつ継続的な支援体制に関する事項]

2 専門部会の運営については、第3～5条の規定を準用する。

(会議の公開)

第8条 市推進会議及び専門部会は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 委員及びその他会議に出席した者は、会議において知り得た非公開情報を他に漏らすてはならない。

(事務局)

第10条 市推進会議の事務局は、福岡市福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に置く。ただし、認知症支援部会の事務局は、福岡市福祉局高齢社会部認知症支援課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

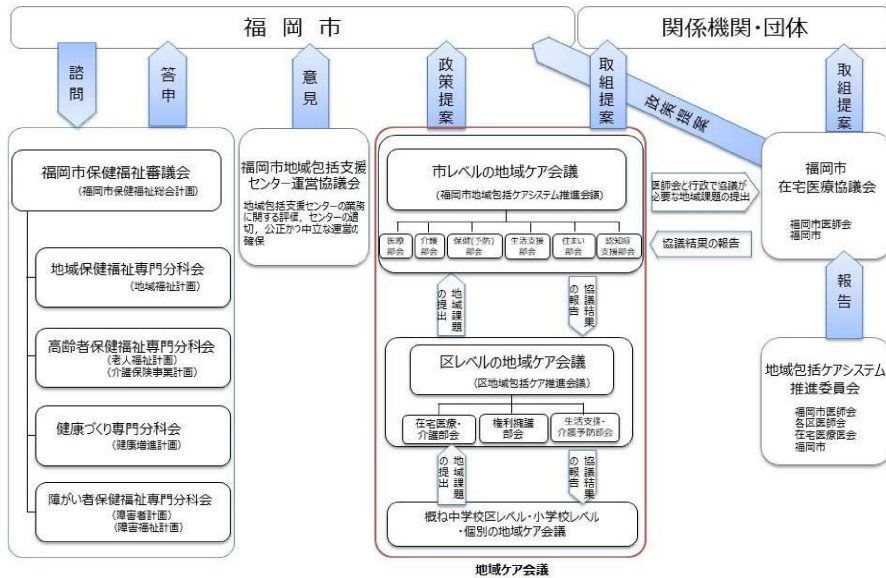
福岡市地域包括ケアシステム推進会議 委員名簿

福岡市地域包括ケアシステム推進会議(8名)		
氏名 ※五十音順 ◎会長/○副会長	所属等	役職等
小川 全夫	アジアン・エイジング・ビジネスセンター	代表
植田 幸二	福岡市自治協議会等7区会長会	代表
佐伯 正治	福岡市社会福祉協議会	事務局長
馬場園 明	九州大学大学院医学研究院	教授
濱崎 裕子	久留米大学地域連携センター	顧問
◎ 松浦 弘	福岡市医師会	副会長
○ 渡邊 恭順	福岡市介護保険事業者協議会	会長
藤本 広一	福岡市福祉局	局長

福岡市地域包括ケアシステム推進会議専門部会 委員名簿

保健（予防）部会（6名）		
氏名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所属等	役職等
久保山 裕子	福岡県歯科衛生士会	副会長
松崎 哲治	福岡県理学療法士会	副会長
◎ 松本 直人	福岡県介護支援専門員協会	専務理事
渡邊 啓子	福岡県栄養士会	常任理事
○ 藤井 未央子	福岡市保健医療局総務企画部保険医療課	課長
竹廣 瑞枝	福岡市早良区保健福祉センター地域保健福祉課	課長

【参考】地域包括ケア推進に関連する会議



医療部会(7名)		
氏名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所属等	役職等
飯田 康雄	福岡市歯科医師会	副会長
◎ 江頭 省吾	福岡市医師会	常任理事
掛川 秋美	福岡県看護協会	常任理事
梶平 幸子	福岡県医療ソーシャルワーカー協会	副会長
平野 頼子	福岡市訪問看護ステーション連絡協議会	顧問
山浦 竜雄	福岡市薬剤師会	常務理事
○ 福原 敏江	福岡市保健医療局健康医療部地域医療課	課長

介護部会(7名)		
氏名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所属等	役職等
立石 悦子	福岡市老人福祉施設協議会	
党 一浩	福岡市小規模多機能ケアネットワーク	世話人
◎ 長野 圭介	福岡県介護支援専門員協会	事務局長
三樹 佳孝	福岡県介護福祉士会	理事
宮田 益美	福岡市介護保険事業者協議会	
○ 平川 卓浩	福岡市福祉局高齢社会部介護保険課	課長
吉村 史子	福岡市南区保健福祉センター地域保健福祉課	課長

福岡市地域包括ケアシステム推進会議専門部会 委員名簿

生活支援部会(6名)		
氏名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所属等	役職等
木庭 健太郎	福岡市民生委員児童委員協議会	副会長
多田 祐二	福岡県社会福祉士会	副会長
◎ 馬男木 幸子	福岡市社会福祉協議会地域福祉部	部長
帆足 佐代子	福岡市地域包括支援センター（福岡市医師会在宅医療課）	係長
○ 久田 惣介	福岡市福祉局生活福祉部地域福祉課	課長
宮原 章	福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課	課長

住まい部会(11名) 事務局：住宅都市局住宅計画課 ※福岡市居住支援協議会専門部会をもって充てる。		
氏名 ◎部会長	所属等	役職等
◎ 栗田 将行	福岡市社会福祉協議会事業開発課	課長
中川 浩一	福岡県宅地建物取引業協会	事務局長
山田 邦彦	全日本不動産協会福岡県本部	理事
横山 和希	都市再生機構九州支社住宅経営部管理企画課	課長
岩崎 賢史	都市再生機構九州支社住宅経営部ウェルフェア推進課	課長
矢羽田 正男	福岡市住宅供給公社総務課	課長
奥田 知志	(居住支援法人連絡協議会会長) 抱樸	理事長
岩橋 ひろし	(居住支援法人連絡協議会副会長) 家財整理相談窓口	理事
立石 英世	福岡市福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課	課長
山田 隆行	福岡市福祉局障がい者部障がい者支援課	課長
上川 正春	福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課	課長

福岡市地域包括ケアシステム推進会議専門部会 委員名簿

認知症支援部会(14名)		
氏名 ※五十音順 ◎部会長/○副部会長	所属等	役職等
牛島 道太	福岡県社会福祉士会	
◎ 江頭 省吾	福岡市医師会	常任理事
久保 勝浩	福岡市介護保険事業者協議会（在宅サービス部会）	幹事
後藤 裕子	福岡県看護協会（看護師職能委員会Ⅰ）	
佐藤 百合江	福岡市認知症疾患医療センター（九州大学病院）	相談員
柴口 里則	福岡県介護支援専門員協会	会長
田中 祥太郎	福岡県弁護士会	
古川 美樹	福岡市地域包括支援センター （ふくおか福祉サービス協会地域包括支援部）	部長
松井 隆明	福岡市医師会（認知症サポート医）	
柳 竜一	認知症の人と家族の会福岡県支部	代表世話人
山下 裕美	福岡市小規模多機能ケアネットワーク	世話人
吉田 時成	福岡市社会福祉協議会（あんしん生活支援センター）	所長
○ 青木 美紀子	福岡市中央区保健福祉センター地域保健福祉課	課長
	福岡市認知症疾患医療センター（福岡大学病院）	相談員

<議題(1)>

地域課題の検討について

令和6年1月11日(木)

令和5年度第1回地域包括ケアシステム推進会議

1. 地域包括ケアアクションプランの概要について

(1) プランの目的

- 本プランは、福岡市の地域包括ケアシステムの「目指す姿・目標」や、その実現に向けた関係機関・団体、行政の取組みを「みえる化」することにより、関係者が共通認識のもと連携し、医療・介護・生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組みづくりを推進することを目的としている。
- 高齢者一人ひとりやその家族から見た、望ましい高齢期の生活のあり方等をかなえるため、本プランに基づき、医療・介護の現場課題に対して、可能なところから取組みを進めていく。

(2) プランの位置づけ

- 福岡市における地域包括ケアシステムの実現に向け、市民、事業者、関係機関・団体、行政が自ら実践し、共働して推進していくための行動計画
- 福岡市地域包括ケアシステム推進会議において、関係機関・団体、行政が共働して作成
- 行政計画である「福岡市保健福祉総合計画」「福岡市介護保険事業計画」と調和

(3) 福岡市の地域包括ケアの2025年の目指す姿

「多様な主体による支え合い・助け合いの実現」

地域包括ケアが実現した福岡市においては、高齢者に限らず、若い世代や企業等が、それぞれ持てる力や時間を互いに分かち合い、多世代のつながり、ふれあいの中で、支え合い・助け合いが行われています。

「一体的で切れ目ない支援による住み慣れた地域での暮らしの実現」

保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく提供される体制が整っており、誰もが個人として尊重され、人生の最期まで、住み慣れた地域で暮らしています。

「市民の主体的な取組みによる自立生活の実現」

市民が、若い頃から健康づくりや介護予防に主体的に取り組み、疾病や加齢により、心身の機能が低下しても、その有する能力に応じ、自立した生活を送っています。

(4) 福岡市地域包括ケアシステム推進会議と「地域包括ケアアクションプラン」

地域ケア会議

市・区・おおむね中学校区・小学校区・個別の各階層に設置。
各階層での課題解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域の課題や社会資源の把握、必要な取組み・政策等を検討。

市レベルの地域ケア会議

福岡市地域包括ケアシステム推進会議

医療部会
介護部会
保健(予防)部会
生活支援部会
認知症支援部会
住まい部会

専門部会

地域包括ケアアクションプラン2021～2026

地域ケア会議で把握された地域課題を整理し、福岡市の地域包括ケアシステムの「目指す姿」「目標」「取組みの方向性」等を見える化し、関係者自ら実践し共働して推進していくためにものとして作成



アクションプランに基づく、
・取組みの進捗状況の確認
・改善の方向性や新たな取組みの検討

① 関係機関・団体、行政での取組み ⇒ 参考資料 I

それぞれの主な取組みを保健福祉総合計画の基本目標等の枠組みで整理（見える化）し、各専門部会で連携促進等を目的とした情報共有・意見交換（新規：R4～）

② 各専門部会での地域課題の検討 ⇒ 議題（1）

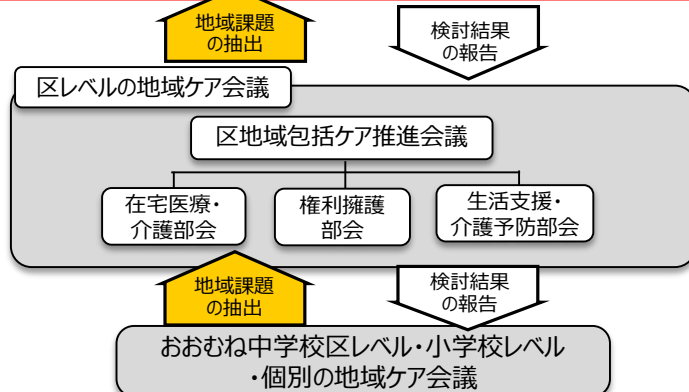
各区の地域ケア会議で抽出された地域課題の対応策について、各専門部会で検討（新規：R3～）

③ 分野横断的取組みを検討・実践 ⇒ 議題（2）

アクションプランの重点テーマに対応する分野を横断した取組みを検討・実践

分野を横断した
多職種のワーキング
グループで検討

・「目指す姿」「目標」「取組みの方向性」等の共有
・各階層での地域課題解決の取組み検討・実行等



1. 地域包括ケアアクションプランの概要について

(5) 地域ケア会議（推進体制）の開催状況

- 専門職、行政、地域関係者による検討を通じて、地域課題の発見や必要な資源開発、地域づくり、ネットワーク構築などを行う「地域ケア会議」を市・区・おおむね中学校区・小学校区・個別の各階層に設置。
- 地域包括ケアシステムの実現に向けた各階層での課題解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域の課題や社会資源を把握し、必要な政策の検討につなげることで、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を進めている。

階層	会議名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (11月末時点)
市	地域包括ケアシステム推進会議	2	1	0
	専門部会 計	12	13	9
	部会長・副部会長会議	1	1	1
	保健（予防）・医療・介護 合同部会	1	-	-
	生活支援・認知症支援 合同部会	3	3	2
	保健（予防）・医療 合同部会	2	3	2
	介護部会	2	3	2
	住まい部会（居住支援協議会専門部会）	3	3	2
区	地域包括ケア推進会議	7	7	2
	部会 計	21	20	18
	在宅医療・介護部会	7	6	5
	権利擁護部会	7	6	5
	生活支援・介護予防部会	7	7	7
	合同部会	-	1	1
おおむね中学校区	圏域連携会議	13	23	14
小学校区	高齢者地域支援会議	82 (50校区・地区)	135 (73校区・地区)	66 (46校区・地区)
個別	個別支援会議	457	554	354
	（うち介護予防型個別支援会議）	(108)	(141)	(94)
計		594	753	463

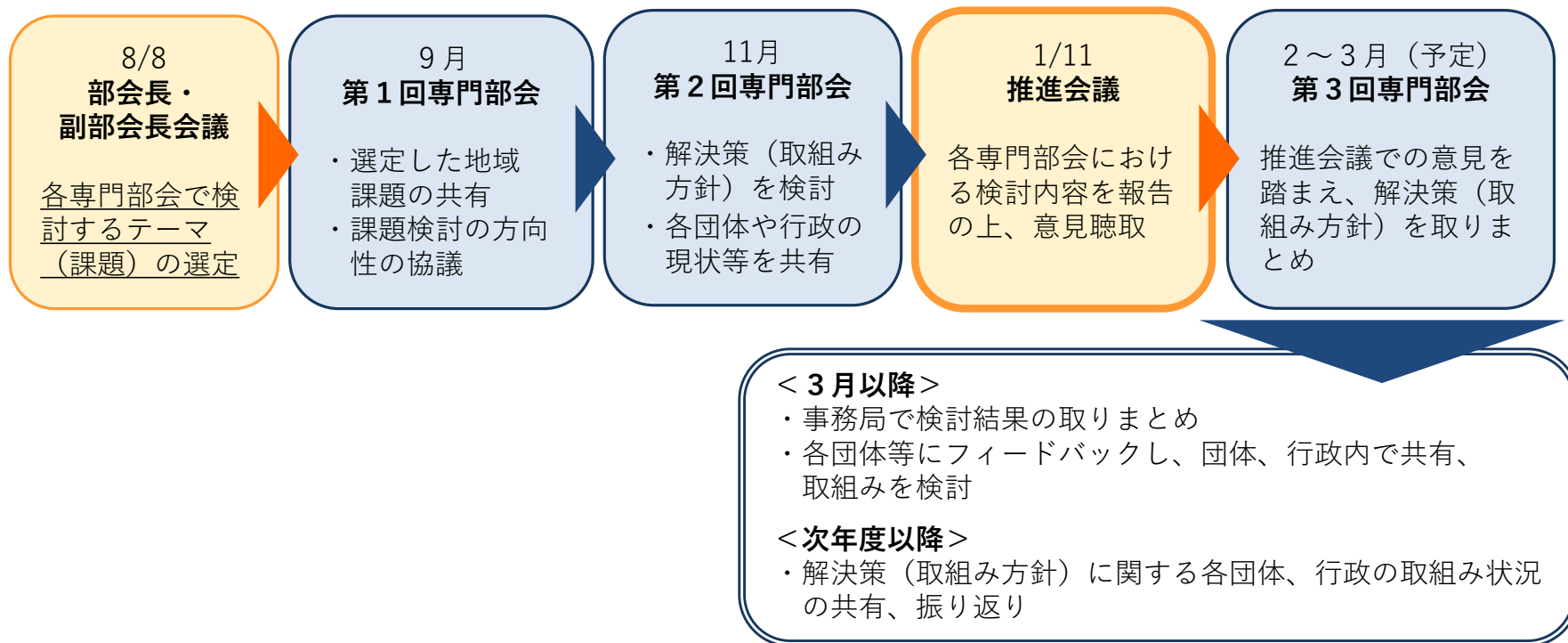
※書面・オンライン
開催含む

2. 各専門部会での地域課題の検討について

(1) 専門部会（住まい部会を除く）における検討の進め方

- 「地域包括ケアアクションプラン2021～2026」では、各区の地域ケア会議で把握された地域課題の中から、専門部会毎にテーマ（課題）を設定し、課題に対応する取組み等の検討を進めることとしている。
- 専門部会毎のテーマ（課題）については、部会長・副部会長会議で「優先して検討すべきこと」「各関係団体や団体共働で解決策を検討しやすい」等の視点から設定し、課題認識や先行取組み等の共有、解決策（取組み方針）の検討を行っている。

(2) 令和5年度のスケジュール（住まい部会を除く）



2. 各専門部会での地域課題の検討について

(3) 各専門部会で検討するテーマ（課題）（住まい部会を除く）

- 部会長・副部会長会議で選定したテーマ（課題）については、次のとおり。
 - ・前年度からの継続検討の必要性から、いずれの部会においてもテーマを継続検討することとした。
 - ・また、保健（予防）部会・医療部会では、2つのテーマで検討を行っている。

部 会	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護部会	自立支援・重度化防止を推進するための課題・方法の検討		
保健（予防）部会・ 医療部会	フレイルや生活習慣病等のハイリスク者を継続的にフォローアップするための連携体制や仕組みの検討		
		専門職による高齢者自身の備え（ACP）の啓発や実践を促進するための環境整備の検討	
生活支援部会・ 認知症支援部会	認知症の人やその家族が、周囲のサポートを得やすくなるための方策や環境づくり		

3. 各専門部会での検討状況 <介護部会>

(1) 検討する地域課題（テーマ）

自立支援・重度化防止を推進するための課題・方法の検討

- ✓ 自立支援・重度化防止を推進するためには、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上だけでなく、要介護状態の改善・維持について、介護サービス利用者やその家族、介護サービス事業所が主体的に取り組むことが重要となる。
- ✓ 本テーマでは、各団体における自立支援・重度化防止の取組みに関する情報を共有し、要介護状態の改善・維持へのモチベーションが上がりにくい制度上の課題を抱えつつ、どのようにして、介護サービス事業所、利用者等の意欲の向上を図っていくかを検討する。

(2) 検討経過

令和3年度



令和4年度



令和5年度

■取組・課題の共有と自立支援で目指すべきビジョンの言語化

<検討・実施内容>

1. 自立支援に関する各団体の取組みや課題の共有
2. 「自立支援のビジョンとその実現を確認・評価するための項目」の言語化
3. 自立支援のインセンティブに関する仕組みの意見交換

■専門職が自立支援を伝え学びやすくするための方策の検討

<検討・実施内容>

1. 実践事例紹介や多職種での事例検討のような取組みのなかで活用できるツールや方策の検討
2. 「ふくおか元気向上チャレンジ」の進め方や評価項目についての意見交換

※「ふくおか元気向上チャレンジ」は、介護保険課が実施する在宅高齢者の要介護状態改善を目的とした事業。当事者や専門職のチームで参加して自立支援に取り組み、効果がみられるチームを表彰する仕組み。

■自立支援のためのポイントを整理して、成功事例の検討がしやすくなるような資料の整理・作成

<検討方針>

- 「ふくおか元気向上チャレンジ」の表彰事例集と対になる「よりよい自立支援のためのポイント（仮称）」の資料を整理して、圏域等での事例検討やチーム支援での音合わせ等に使えるようにしていく。

※参考資料2

令和4年度ふくおか元気向上チャレンジ事例集

3. 各専門部会での検討状況 <介護部会>

(3) 令和5年度の検討内容（2回開催）

■第1回専門部会（令和5年9月7日）

- ①令和5年度の取組み方針について
- ②自立支援の成功事例をもとにした事例検討の方法のイメージについての意見交換

■第2回専門部会（令和5年11月15日）

- ①「よりよい自立支援のためのポイント（仮称）」の資料内容や活用方法の検討
- ②自立支援・重度化防止をさらに進めるための課題や方策の検討

(4) 作成する資料のイメージ

- 多職種連携研修や、圏域連携会議のような場面で、自立支援のイメージや考え方を共有する資料として活用する。
- ふくおか元気向上チャレンジの表彰事例集ではケースや当事者・関係者の思いが記載されているので、本資料では、自立支援のポイントを一般化したものを提示する。
- 成功事例を検討するためのテーマや論点、ファシリテーションの注意点などを提示する。
- 地域住民にも読めるものとするため、市民にも理解できる言葉遣いや表現を使う。

(5) 専門部会での主な意見

- 「事例検討」というと困難事例や課題検討をイメージする専門職が多い。まず成功事例検討の意義が分かることが大切。「事例検討」の言葉を使わずに表現する。
- ケアマネだけでなく、ヘルパーや施設、病院など多職種視点で検討できることを伝えたい。
- 「なぜ自立が必要か」「利用者の望む暮らしをいかに実現するか」という目的共有が大切。事業所のWinも伝える。令和3年度の介護部会でまとめた内容が応用できる。
- ファシリテーターが重要。成功事例の検討では良いところを伸ばす進め方が大切。意見出しの気軽さやワクワク感を損なわない進め方の指針があるとよい。
- 地域住民も入るような場面でも活用できるとよい。
- 在宅中心の話題だと、施設で働く人は難しさを感じる。自立支援の基本は同じであるべきだが、状況や取り組み方の提示等の面で将来的に施設版も想定してはどうか。

(6) 今後の取組み方針

- 「よりよい自立支援のためのポイント（仮称）」のとりまとめ、活用方法を検討していく。

4. 各専門部会での検討状況 <保健（予防）部会・医療部会／テーマ1>

(1) 検討する地域課題（テーマ）

フレイルや生活習慣病等のハイリスク者を継続的にフォローアップするための連携体制や仕組みの検討

- ✓ ハイリスク者の抽出や早期発見は、フレイル予防や生活習慣病予防に関する行政施策や専門職への問題意識の浸透により一定進みつつある。一方で、フレイル予防や重症化予防への働きかけに関しては、一つの主体のみで関わり続けることが難しいため、地域の関係機関と連携したフォローアップが重要になる。
- ✓ 本テーマでは、ハイリスク者の抽出・早期発見・継続支援における現状・課題や、先行事例等を共有する。そのうえで関係団体や、医療や予防に関連する地域の関係機関でできること、連携を進めるうえで必要なことについて整理し、保健と医療を一体的に取り組むことで、フレイル予防と健康寿命の延伸を図っていく。

(2) 検討経過

令和3年度



令和4年度



令和5年度

■フレイル・生活習慣病等の予防の 取組みリストの整理・検討

<検討・実施内容>

1. 各団体、行政のフレイル・生活習慣病等予防の課題と取組み状況の共有
2. 各団体・行政の取組みリストの照会・集約
3. 取組みの情報共有・連携・横展開に関する意見交換

■フレイル予防の共通認識の整理と 専門職による必要な取組みの検討

<検討・実施内容>

1. フレイル予防の取組み進捗や新規取組みの照会
2. 分野を越えたフレイル予防の共通認識の整理
3. ハイリスク者を継続的にフォローアップするために必要な取組みの検討

■市民に自助・共助の行動を促すための 情報発信の検討

<検討方針>

- フレイル・ACPの地域課題の検討では、これまで専門職側の課題に焦点が当てられてきた。
- 一方でアクションプランでは、市民に自助・共助の行動を促すという位置づけもあるため「市民に自助・共助の行動を促す」ことへと方向転換すべきかどうか、どのような対応策が必要かを検討する。

4. 各専門部会での検討状況 <保健（予防）部会・医療部会／テーマ1>

(3) 令和5年度の検討内容（2回開催）

■第1回専門部会（令和5年9月27日）

①令和5年度の取組み方針について

- ・フレイル・ACPに関して、市民向けの検討に焦点をあてるべきか、専門職向けの課題解決の方向性を深めていくべきかについての意見交換
- ・意見交換の結果、フレイルを中心テーマに設定して、部会の内容をまとめた市民向けの情報発信を検討する。

■第2回部会開催前の各委員の準備

①市民向けキャッチフレーズ案を考える

②一般の方へフレイルに関連する下記項目についてヒアリングを行う

- (1) 「フレイル」という言葉を知っているか。
- (2) 介護予防や健康づくりを、ひとりで取り組みたいか仲間と取り組みたいか。
- (3) 誰から、どのような勧め方をされたら、介護予防や健康づくりに取り組もうと思うのか。
- (4) 介護予防や健康づくりの情報をどのような形で得たいか

■第2回専門部会（令和5年11月28日）

- ①一般の方向けヒアリングの結果共有
- ②市民に行動を促す方策の検討

(4) 専門部会での主な意見

- ・市民のアクションを促すようなツールを活用し、市民に情報提供していく方向性を委員で確認した。
- ・市民ヒアリングを実施して、どのような内容、提供方法が効果的なのかを探りたい。
- ・市民に伝える取り組み方として「人とつながって取り組みたい人（地域や活動）」と「一人で取り組みたい人（個人の心がけ・行動）」がいて、その両方に情報や動機づけを目指してはどうか。
- ・元気なときから自分の状態を知ることが大事。日常生活のなかで感じている変化（衰え）に気付くような働きかけが必要ではないか。
- ・市民は医師等の専門職から勧められて行動する人が多く、専門職からのメッセージが効果的。
- ・60代-70代等だけではなく、衰えを感じ始める50代頃からの啓発も必要。

(5) 今後の取組み方針

- 市民のアクションを促すようなツールや啓発方法について検討していく。

5. 各専門部会での検討状況 <保健（予防）部会・医療部会／テーマ2>

(1) 検討する地域課題（テーマ）

専門職による高齢者自身の備え（ACP）の啓発や実践を促進するための環境整備の検討

- ✓ 福岡市では単身や夫婦のみの高齢者世帯が増え、認知機能が低下することによって本人の意思確認等が困難なケースも多い。しかし、市民のACPへの関心や認知度は低く、早い段階で考えてもらえるような啓発が必要となっている。また、専門職側のACPへの理解にも差があるため、医療・介護の専門職への啓発も必要である。
- ✓ 本テーマでは、関係機関・団体や行政のACPに関連する取組みや情報発信媒体、現状・課題を共有する。そのうえで医療・介護の専門職がそれらの取組みや情報発信媒体等を活用して、市民への啓発や現場実践のなかで情報を伝えやすくするための方策を検討する。

(2) 検討経過

令和4年度



令和5年度

■ACPに関する取組や課題の共有と、方策の検討

<検討・実施内容>

1. 各団体の取組や課題認識の共有
2. 部会で焦点をあてる課題の検討
 - ①専門職向けのACP研修の好事例・方法の情報共有
 - ・関係機関・団体や各地域での多職種連携の研修で、参考となるACP研修の事例や方法を各者で共有することで、ACPの理解を広げていく。
 - ②ACPの市民向け啓発や実践の情報共有

■市民に自助・共助の行動を促すための情報発信の検討

<検討方針>

- 保健（予防）・医療部会で併せて検討しているフレイルの資料づくりの取組目標は、「自分で気づいて、選択肢を知り、自発的に取り組む（選ぶ）」ことを促すものである。これはACPの考え方に近く、元気なうちからのACPの一部と考えられる。
- ACPについては近年研修なども増えて、取り組んだ経験のある団体や専門職が増えてきている。
- そのため、今年度はフレイルの取組を中心に検討しながら、第3回専門部会で改めて「ACPについてどのようなことをすべきか」を意見交換する。

6. 各専門部会での検討状況〈生活支援部会・認知症支援部会〉

(1) 検討する地域課題（テーマ）

認知症の人やその家族が、周囲のサポートを得やすくなるための方策や環境づくり

- ✓ 認知症当事者や家族への理解者を増やす取組みは行っているが、実際に支援する人やサポートを得やすくなるための方策や環境づくりは不十分である。
- ✓ 本テーマでは認知症の人にやさしいまちを構成する要件を念頭に置き、認知症当事者や家族が周囲の支援を得やすくなるための課題を明確にし、関係団体で取り組めることや各団体が協力できること、サポートの仕組みについて検討する。

(2) 検討経過

令和3年度

■取組み・課題の共有と認知症の人にやさしいまちづくりの事例を通じたイメージの共有

<検討・実施内容>

1. 認知症支援に関する各団体の取組みや課題の共有
2. 認知症の人にやさしいまちづくり事例を通じた認知症の人への理解や支援者の行動につながる取組みイメージの検討

令和4年度

■認知症理解のベースアップや活動参加、早期発見につながる実践事例の収集と発信方法の検討

<検討・実施内容>

1. 福岡市内での認知症にやさしい取組み・まちづくりの事例収集
2. 専門職がセミナー等で活用できる事例紹介のパワーポイントスライドの形式・内容・活用方法の検討

<掲載するスライドの内容>

- ・活動者のステップアップになる活動
- ・当事者の生活継続が伝わる事例
- ・企業や事業所のサービス等で認知症の人への配慮や気配りがあるもの

令和5年度

■事例紹介スライドの作成と、その活用・展開方法の検討

<検討方針>

事例紹介スライドを実際に活用してみたいうでブラッシュアップ等を経て、広く市民向けの啓発・情報提供に使えるものにしていく。

※参考資料3

認知症にやさしいまちづくりに関する事例スライド

6. 各専門部会での検討状況 <生活支援部会・認知症支援部会>

(3) 令和5年度の検討内容（2回開催）

■第1回専門部会（令和5年9月29日）

- ①関係機関・団体等の活動の中での事例スライドの活用場面・展開イメージの意見交換
- ②事例と併せて紹介するとよい資料・活動紹介のアイデア

■第2回専門部会（令和5年11月14日）

- ①セミナー・講演・研修などで事例スライドを活用した感想の共有
- ②事例スライドの活用・展開イメージについて所属団体等で意見交換した内容の共有

(4) 作成している事例スライド

- ① 小学校・中学校での認知症キッズサポーター養成講座
- ② 大学での認知症サポーター養成講座・ユマニチュード講座
- ③ 認知症介護家族やすらぎ支援事業
- ④ ふれあいサロン
- ⑤ 認知症当事者の生活継続の事例（身近な居場所・支え合い活動があることで、本人の生活が継続できる）
- ⑥ 圏域連携会議と活動展開

(5) 専門部会での主な意見

<事例スライドの活用場面>

- 地域での様々なセミナー・講座・定例会議の場面
- 各団体内での専門職間での情報共有や研修時の説明
- 地域包括支援センター等の身近な相談機関での紹介
- 医療機関での診察・入退院時の情報提供

<事例スライドの活用・展開イメージ>

- ふれあいサロンなどの地域活動で、分かりやすく伝えられる資料がないので、使いやすい
- 写真やキーワードで、視覚的に伝えやすい
- フォーマットに併せて他の資料も組み合わせやすい
- 活動参加者の声に、活動の意義への理解や共感が生まれやすい



(6) 今後の取組み方針

- 事例スライドを継続的に情報共有するための方法検討
- 次年度に向けた部会でのテーマ検討

7. 各専門部会での検討状況 <住まい部会>

※住まい部会は福岡市居住支援協議会専門部会をもって充てる（事務局：住宅都市局住宅計画課）

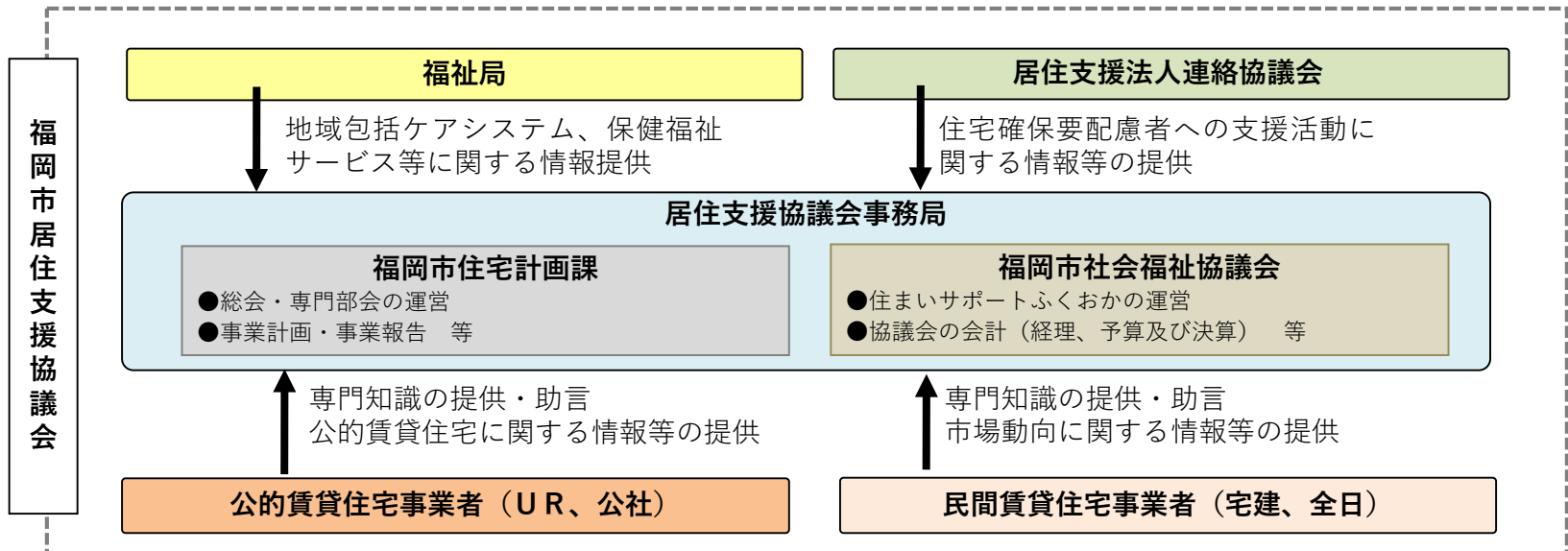
(1) 協議会の概要

① 目的

住宅確保要配慮者の状況、及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図る。

② 構成委員

民間賃貸住宅事業者：公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
 公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部
 公的賃貸住宅事業者：独立行政法人 都市再生機構 九州支社（H22年度より参加）
 福岡市住宅供給公社（H26年度より参加）
 居住支援法人：居住支援法人連絡協議会（R1年度より参加）
 入居支援実施団体：福岡市社会福祉協議会
 福岡市：福祉局、住宅都市局



(2) 主な協議事項

- 住まいサポートふくおか
高齢者及び障がい者世帯の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産会社を「協力店」として登録するとともに、入居支援・生活支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」を構築し、福岡市社会福祉協議会が民間賃貸住宅へのスムーズな入居と、入居後の生活支援体制のコーディネートを行う。
(令和4年10月には、高齢者や障がい者で居住などに不安を抱える方々に対して、安心感を与える先駆的な取組みとして評価され、グッドデザイン賞2022を受賞)
- 市や市社会福祉協議会が実施する居住支援施策の情報提供
- 高齢者の気づきチェックリストの作成(現在検討中)

(3) 現状と課題

- 虐待、DV、高齢と障がいの重複、多重債務、8050世帯など複合・多問題ケースの増加。
- 初期費用の捻出、並びに保証人に加え緊急連絡先も確保できない方の増加。
- 初期認知症や精神疾患が強く疑われる「被害妄想」のある転居希望相談者の増加。
- 精神障がい者に対するオーナー等の偏見。
- 重度身体障がい等、個々の障がい特性に応じた民間賃貸住宅の不足。
- 原油価格高騰などに起因するインフレにより、家賃支払いが滞ることから強制退去となる世帯増加への懸念。

(4) 今後の方向性

- 「地域包括支援センター」「障がい者基幹相談支援センター」「生活自立支援センター」等の関係機関との緊密な協力体制を構築(多機関協働)することにより、制度の狭間の支援を進める。
- 住まいサポートふくおかの協力店と支援団体との連携を深化させ、より迅速な転居支援を行える体制を構築する。
- 転居時支援に加え転居後の生活支援など多様な課題やニーズに対応できるよう、居住支援法人等幅広い分野の協力事業所とのマッチングを図る仕組みづくりを行う。
- 身寄りのない高齢者等に対する入居支援・日常生活支援・財産管理・死後事務・身元保証支援など、多様な課題に対応する包括的な支援提供体制の構築を検討する。

本日、ご意見いただきたいこと

今後、更に専門部会での検討を進めるにあたって、
委員それぞれのお立場から、次の視点に基づき、ご意見をいただきたい。

- 各専門部会での検討状況、解決策（取組み方針）に対する
ご意見

<議題(2)>

重点テーマと新たな分野横断的取組みについて

令和6年1月11日（木）

令和5年度第1回地域包括ケアシステム推進会議

1. 地域包括ケアアクションプランにおける重点テーマと分野横断的取組み

- 前計画期間の取組みの中で把握された、優先的に取り組むべき課題・重視すべき課題を踏まえて重点テーマを設定した。
- 新たな重点テーマ①、③については、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいの分野を横断した分野横断的取組みを検討、実践している。

新規

重点テーマ①

**自己選択・自己決定を支える
環境づくり**

「単身高齢者の増加や高齢者の意思決定・備えの必要性」に対応して、より幅広い対象の自己選択・自己決定を支える環境づくりに取り組む。

継続

重点テーマ②

**介護・予防・生活支援の
重層的な確保**

介護予防・重度化防止策の一つとして、「介護予防型個別支援会議（自立支援に資する地域ケア会議）」を本格実施、また、生活支援コーディネーターを全圏域へ配置し、地域特性を踏まえた生活支援・介護予防活動の充実を推進する。

新規

重点テーマ③

複合課題への対応

「地域共生社会の体制づくりや、高齢者分野の現場だけでは解決が難しい課題」に対応して、専門職が自身の関わりの中で、複合課題に気づき、つなぐ支援など、分野を超えた連携の促進などに取り組む。

【分野横断的取組み】

**生活課題が顕在化する前の
早期からの意思表示、意思決定の啓発**

< 現在の取組み状況 ⇒P3～6 >

【分野横断的取組み】

**複合課題への対応（高齢者分野からの
気づき・つなぐ支援のあり方）**

< 現在の取組み状況 ⇒P7～11 >

2. 分野横断的取組み

(1) 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発

<目的（アクションプランより）>

- 地域包括ケアの実現に向けた取組みが進む中、地域・団体・行政で、多くの取組みが創出され、情報発信されてきています。市民においては、それらの取組みや情報を利用して、元気なうちから、自らの高齢期に向けての備えや意思表示を行うことの大切さを理解する必要があります。
- 一方で、生活課題が顕在化する前の段階では、受け手である市民が意識しづらく、必要な情報が十分に届いていなかったり、情報把握する動機が弱い状況にあります。また、発信されている情報についても、具体性が乏しいために、備えるべきことのイメージが湧きにくかったり、備えていなかった場合のリスクばかりが強調され、「まだ考えたくない」という心情になってしまうのではないか、といった課題が指摘されています。
- この取組みでは、市民自らがライフステージにあわせて情報把握ができる環境づくりや効果的な情報発信の方法を検討し、実践していきます。

<現在の取組み>

(1) 目標

- ・ 一元的な情報の発信
- ・ 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示・意思決定を考えるきっかけとなるような媒体の作成

2. 分野横断的取組み

(1) 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発

(2) 令和4年度にワーキンググループでパンフレット「自分で決める人生ガイド」を作成（参考資料4-1）

■ 作成目的

- ✓ エンディングノートを書く手前の世代の方へ、早期からの意思表示、意思決定の必要性を伝える
- ✓ 高齢期に起こりうる生活課題を考えるきっかけ（動機付け）とする
- ✓ 専門職が、患者・利用者等へ声をかけるきっかけになるような内容・デザインとする

■ 啓発の対象

- ✓ 55歳以降・（定年）退職のタイミングの市民
- ✓ その他、健康や介護、終活等の情報を求めている方

■ パンフレット配布先（報告）：発行部数：20,000部 + 10,000部増刷

① 事業所、団体等：14,370部

病院（地域連携室関連）、薬局、歯科、介護事業所、図書館
民生委員児童委員協議会（地区民児協）、自動車運転免許試験場（返納窓口等）
市社会福祉協議会（終活サポートセンター等）、福岡県生涯現役チャレンジセンター

② 行政関連施設等：5,917部

市役所、区役所、出張所、いきいきセンター、公民館 等

③ 専門部会団体・講座等：600部

市主催の関連講座（ゆる～く備える親の介護講座）、専門部会団体

■ 配布開始時期 令和5年3月1日～

■ 広報 ・市ホームページへの掲載

- ・SNSでの情報発信（市LINE(VOOM)、SmartNews/Yahoo!、Facebook、市LINE「健康・暮らし等」、オンラインチャレンジ講座LINE、ふくおか散歩）



2. 分野横断的取組み

(1) 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発

(3) 令和5年度の取組み

- パンフレット「自分で決める人生ガイド」の普及・展開方法の検討
 - ・ 効果的な場面での配布・アンケート等の実施
 - ・ 啓発の機会や対象者の検討
 - ・ 市ホームページ、SNS等での情報発信
 - ・ ワーキングの開催（8/28実施）

■ 市民向けwebアンケート結果

○ 回答数

171（50～60歳代が多い） ※R5年11月時点

○ 主な意見（自由回答）

<詳しく知りたい内容>

- ・ 楽しく過ごしていく生活設計
- ・ 老後の資金
- ・ 家族や仕事関係以外の楽しみや仲間の作り方
- ・ 年相応の過ごし方（体調管理、運動、仕事〔求職〕情報等）
- ・ 高齢になってもサポートを受けながらなるべく自活する方法とその心構え（介護が必要になったときに受けられる支援、施設の選択肢、具体的な生活の様子を知りたい）
- ・ 人生の諸先輩方の体験談 成功、失敗
- ・ 子どもがいない（身寄りがない）世帯の終活
- ・ 子どもへの遺産相続、家やお墓の問題 等

<知る方法についての要望>

- ・ 対面セミナーへの参加
- ・ SNS等での情報発信
- ・ 自分で決める人生ガイドをテキストにしたオンラインセミナー等への参加（相談できる専門職等が講師を行うものを見たい、もしくは実体験を聞きたい）

2. 分野横断的取組み

(1) 生活課題が顕在化する前の早期からの意思表示、意思決定の啓発

■ 早良区飯倉校区での講座実施

○ 実施内容

- 参加者38名（校区社協と地域の役員）90分間の講話を実施

○ 参加者アンケート結果

- 現在、自分がどのステップに該当するかという問いに対し、Step 1との回答が最も多く、Step 3、Step 4との回答は少なかった
- 具体的な行動に移したいという感想が多数あった
(例) ・民生委員をしているが、自分のことは何もしていないと気づいた
・エンディングノートは先のことと思っていたが、今の自分を知る（確かめる）ために書くとうよかった

■ ワーキングでの意見（8/28実施）

- 目指したい方向は「普及（読者を増やす）」と「行動促進」
- 「行動促進」のため、将来的にはオンラインセミナーや対面セミナーにつなげてはどうか
- アンケート等を積極的に実施し、多くの意見をいただく工夫が必要である

<自分で決める人生ガイド>

- Step 1 : 生活環境の変化に備えて
心と身体の健康を心がける
- Step 2 : 体調の変化や突然の入院に備える
- Step 3 : 介護が必要になっても自分らしく暮らす
- Step 4 : すべての人にやってくる人生の最期を考える

<今後の取組みの方向性>

- まずは「普及」を意識し、取組みを進める
 - 市主催のセミナーや団体の研修等で配布、関連の取組みと一緒に普及・情報提供を行う
 - 広報動画の作成…啓発媒体に合わせて、短時間のものを数パターン作成してはどうか

3. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

<目的（アクションプランより）>

- 医療・介護の現場でもキーパーソンの不在や経済的困窮、8050問題、虐待、精神疾患や障がいのある同居親族への対応など、高齢者分野以外にも対応の難しい課題を複合的に抱えているケース、いわゆる複合課題を抱える世帯への対応が課題となっています。
- このような複合課題については、多様な分野の専門職や関係機関との連携が必要となりますが、高齢者分野の専門性だけでは課題解決の見通しが立てにくかったり、他の職種の課題解決の方法論が分からず、役割分担が難しいといった課題が指摘されています。また課題が深刻化した段階では対処が難しいため、より早い段階で気づき、支援者につなぐような予防的な関わり方も必要との指摘があります。さらに、専門職だけでは早い段階で課題を察知するのが難しいことも多いため、地域での活動に協力的な市民とも連携することが必要となってきます。
- この取組みでは、課題が深刻化する前段階で、各専門職が自身の関わりの中で複合課題に気づき・つなげる支援の促進を目的に、ツールや研修等について、団体共働で検討・実践していきます。

3. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

<現在の取組み>

(1) 目標

- ・複合課題の見立てや連携をしやすいするための「気づき・つなげる」ツール開発や情報整理と、各団体の研修への導入・活用による医療・介護の専門職等への普及

(2) 令和5年度の検討内容

- ①ワーキングで開発した「複合課題に『気づき・つなげる』研修」の研修パッケージの広報・普及支援
 - ・市主催研修会の開催（全市規模で、専門職に対して、研修パッケージを体験できる機会の提供、1回）
 - ・研修パッケージを活用したい関係機関・団体への開催支援（4か所（R5年12月時点の予定））
- ②ワーキングでの研修内容のブラッシュアップ
 - ・ワーキンググループでの研修内容の改善点や今後の展開の検討（2回）
 - ・研修内で伝えられる「複合課題への対応のポイント」を抽出するための複合課題の事例検討（3回）

	時期	内 容
第1回WG	6/30	・今年度の活動目標・内容の検討 ・研修のなかで伝える対応ポイントの検討
第1回事例検討会	7/25	・ワーキング委員の事例提供による複合課題の事例検討（3事例）
第2回事例検討会	9/8	・ワーキング委員の事例提供による複合課題の事例検討（2事例）
第3回事例検討会	11/9	・事例検討の振り返り ・研修への反映の仕方の検討
第2回WG	12/22	・研修パッケージの改善案の検討 ・今後の展開の検討

3. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

<研修パッケージの関係機関・団体での活用>

■ 市主催研修会の開催

内容：研修パッケージ通りの内容で、ミニセミナーとグループワーク中心で実施。関係初期の段階で情報の少ない世帯の事例を基に、他分野の視点の違いや、チームで協力的なコミュニケーションを体感するワークを実施。

日時	令和5年7月11日（火）14:00～17:00
形式	対面開催（天神ビル9号会議室）
参加者	60人 ・ 高齢者分野 36人 ・ 障がい分野 9人 ・ 医療分野 5人 ・ 地域分野 2人 ・ 子ども分野 7人 ・ 権利擁護 1人



■ 関係機関・団体での開催

- ・ 関係機関・団体に研修パッケージを紹介。研修の実施目的にあわせて、内容の一部を実施するなどアレンジをしてよいこととして案内した。
- ・ 開催支援として、必要に応じて運営のアドバイスをを行った。（下表参照）

機関名・団体名	活用場面
福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会	10/25（水）研修会
中央第5地域包括支援センター	10/27（金）圏域連携会議
博多第1地域包括支援センター	1/19（金）圏域連携会議（予定）
早良第9地域包括支援センター	2/9（金）圏域連携会議（予定）

3. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

<研修パッケージの改善>

- ・ ワーキングや事例検討会で得られたポイントや、関係機関・団体での研修パッケージの活用状況などを踏まえて、研修意図や効果がより分かりやすく、多くの場面で活用しやすいかたちに研修パッケージを改善していく。

■現在の研修パッケージの全体構成

項目	時間
1. 研修の趣旨と進め方	5分
2. アイスブレイク（自己紹介）	10分
3. ミニセミナー「複合課題と向き合うために」	20分
休憩	5分
4. グループワーク	
①気づきの視点共有ワーク	25分
②視点の違いを体感するワーク	70分
休憩	10分
③協力的コミュニケーションワーク	20分
5. 共有・まとめ・自己チェック	15分

全体 180分

■改善点の主なポイント

○参加者にわかりやすくするための修正

- ・ 研修講師用の台本の修正
- ・ スライド上の説明のキーワード化・簡略化
- ・ ワークの意図の明示。

○効果的なワークにするための修正

- ・ ファシリテーター向けのガイドに、各パートの狙いや議論の方向性を明示。
- ・ 様々な職種が発言しやすいように、ケース設定に追加を加えられるようにする。
- ・ 複合課題への対応ポイントを整理し、研修のまとめとして活用できるようにする。

○様々な機会を使いやすくする工夫

- ・ 既存の研修内で活用しやすくするため、90分版のプログラムも提示する。

3. 分野横断的取組み

(2) 複合課題への対応（高齢者分野からの気づき・つなぐ支援のあり方）

<令和6年度以降に向けた展開>

①研修の普及促進

- 関係機関・団体に対して、研修パッケージを紹介し、活用したいと考える団体等への情報提供を行っていく。
- 各関係機関・団体自身が講師役となり研修実施していきことができるよう、本パッケージの活用を広く展開していく。
- 身近な専門職同士での実施は、研修後に各現場での連携を深められる効果があると考えられるため、区単位・圏域単位での実施を増やすための取組みを行っていく。

②地域住民に向けた情報発信の検討

- これまでの取組みでは、複合課題に気づき・つながる専門職のすそ野を広げることを目的に、研修プログラムの開発を行い、普及のための一定の形ができたと考える。一方で、専門職は何らかの支援が始まった段階からの関わりとなるため、予防的な取組みとしては、地域住民向けにも情報提供を行っていく必要がある。
- すでに圏域連携会議等で研修実施しているが、どのような内容・方法で地域住民向けの情報提供が可能かについて、事務局で精査し、専門部会に提案していく。

本日、ご意見いただきたいこと

アクションプランで新規に設定した2つの重点テーマについて、委員それぞれのお立場から、次の視点に基づき、ご意見をいただきたい。

- ① 現在の取組み（分野横断的取組み）に対するご意見
- ② 現在の取組み（分野横断的取組み）のほか、
重点テーマ①、③で今後、取り組んだらよいと思うことのご意見

重点テーマ① **自己選択・自己決定を支える環境づくり**

- ・「単身高齢者の増加や高齢者の意思決定・備えの必要性」に対応して、より幅広い対象の自己選択・自己決定を支える環境づくりに取り組む。
- ・現在の取組み（分野横断的取組み）：「自分で決める人生ガイド」を作成

重点テーマ③ **複合課題への対応**

- ・「地域共生社会の体制づくりや、高齢者分野の現場だけでは解決が難しい課題」に対応して、専門職が自身の関わりの中で、複合課題に気づき、つなぐ支援など、分野を超えた連携の促進などに取り組む。
- ・現在の取組み（分野横断的取組み）：「複合課題に気づき・つながる」研修プログラムの開発

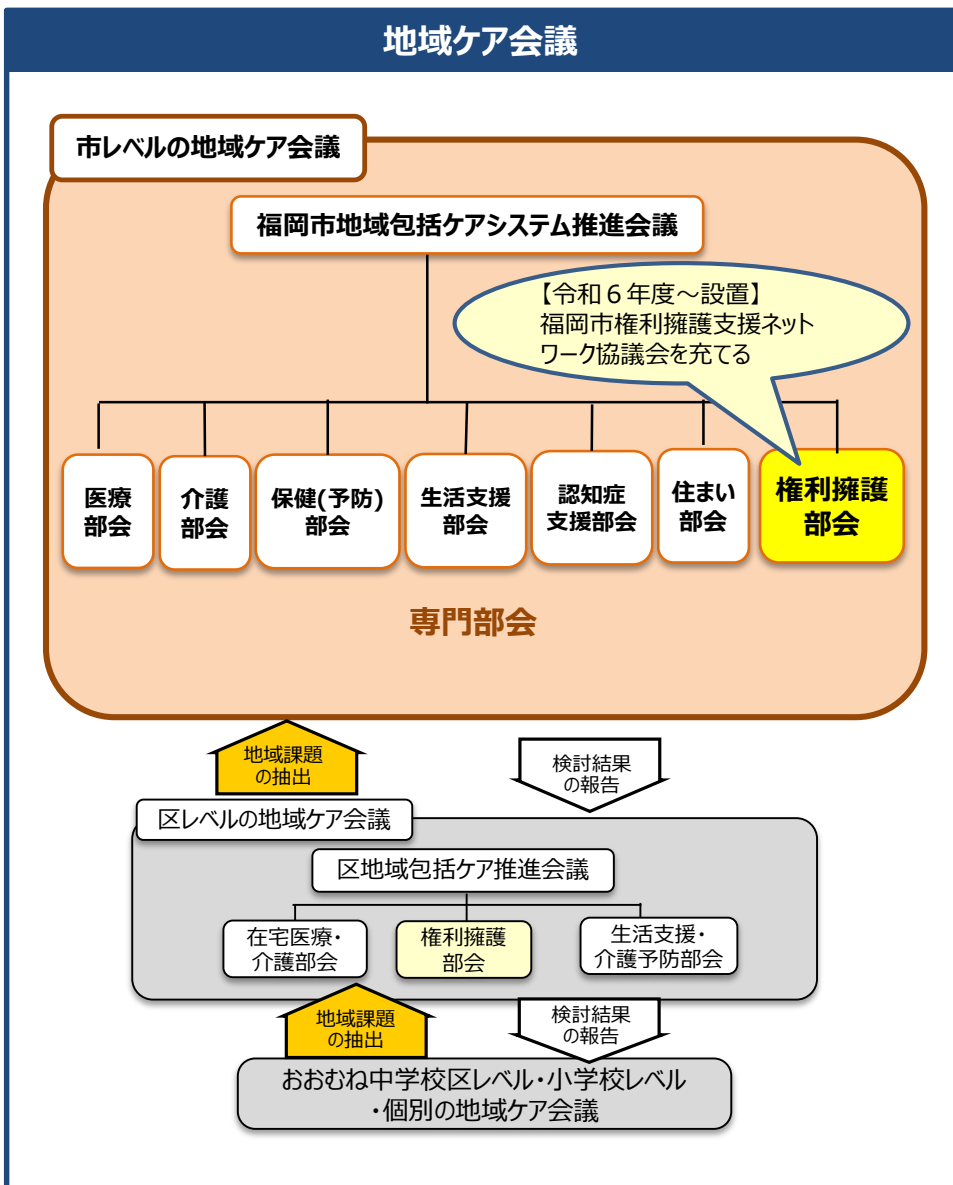
<報 告>

- (1) 福岡市地域包括ケアシステム推進会議への権利擁護部会の設置について**
- (2) 2025年に向けた地域包括ケアアクションプランの振り返りについて**

令和6年1月11日（木）

令和5年度第1回地域包括ケアシステム推進会議

(1) 福岡市地域包括ケアシステム推進会議への権利擁護部会の設置について



【背景】

- ・ 高齢者の権利擁護に関する相談件数は増加しており、複合課題を抱え支援の困難性が高い事案も増加している。
 - ・ 区レベルでの地域ケア会議には権利擁護部会が設置され、権利擁護に関する地域課題について協議を行っている。
- ↓
- 令和6年度より、権利擁護に関する地域課題を検討する場として、福岡市地域包括ケアシステム推進会議専門部会に、権利擁護部会を設置し、福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会（令和4年11月設置）をもって充てる。
 - 区レベルの地域ケア会議から抽出された地域課題を共有し、高齢者の権利擁護の支援体制の充実について検討を行う。

福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会の概要

【目的】 権利擁護支援における司法、医療及び福祉等の関係機関の地域連携ネットワークの構築とその推進を図る

【協議事項】 権利擁護支援者が円滑に連携する仕組みづくりに関すること、成年後見制度の利用促進のための取組みに関すること など

【構成団体・機関】

- ・ 県弁護士会
- ・ 県司法書士会
- ・ 県社会福祉士会
- ・ 市医師会
- ・ 市民生委員児童委員協議会
- ・ 市社会福祉協議会
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 障がい者基幹相談支援センター
- ・ 県介護支援専門員協会
- ・ 県医療ソーシャルワーカー協会
- ・ 金融機関
- ・ 福岡家庭裁判所（オブザーバー）
- ・ 行政（区地域保健福祉課、区福祉・介護保険課、区健康課）

(2) 2025年に向けた地域包括ケアアクションプランの振り返りについて

- 本市では、2015年に「地域包括ケアアクションプラン」を作成し、地域包括ケアの2025年の目指す姿、及び5つの分野（保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まい）ごとの目標を設定して、行政と関係機関・団体が共働で取組みを進めてきた。
- 今後、地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、節目となる2025年を迎えるにあたり、これまで約10年間のアクションプランに基づく行政と団体の取組み状況の振り返りを行う。

【振り返りの実施時期】 令和6（2024）～令和7（2025）年度

【方向性（案）】

- アクションプラン第1期（2015～2017年）以降の、市・団体・推進会議・専門部会の取組みや、積み上げてきた活動等について、事務局において整理する。
- 整理した内容を福岡市地域包括ケアシステム推進会議専門部会に報告、意見交換するとともに、各団体での10年間の取組みについてヒアリングを行う。
- 整理やヒアリングの内容をもとに、これまでの取組みで得られた成果や、「2025年の目指す姿・目標」の達成状況などについて、振り返りを行う。